

所属長

横浜市立学校教職員互助会事務長

横浜市立学校教職員互助会会員証等について（お願い）

日頃より横浜市立学校教職員互助会事業にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、早速ですが、会員証の取り扱いなど、以下の点につきまして、ご周知をお願いします。

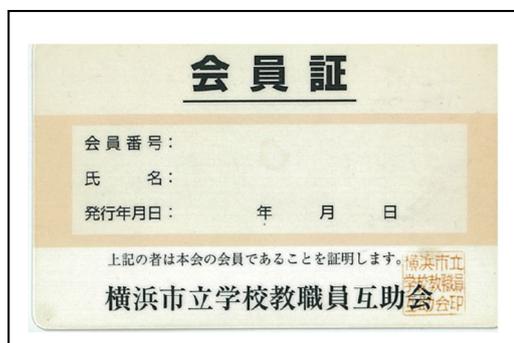
1 会員証について

会員証は、平成29年度より、有効期限の定めのある会員証を毎年度互助会ガイドに綴じこんで、お渡ししております。この点につきましては、平成29年1月18日付所属長あて依頼にも記載しております。

長く会員となっておられる皆さまは、お手元に有効期限のない以下の画像の会員証があるかもしれませんが、そちらはご使用いただくことはできませんので、廃棄をお願いします。

古くから互助会と契約をしていただいている事業者では、こちらの会員証を見慣れているということもあり、対応してくれるところもあるようですが、新たに契約した事業者は、この会員証を知らないため、ご提示いただいても断られることがあります。

（無効の会員証）



2 永年勤続会員旅行補助券の対応について

令和4年3月10日に発出した永年勤続会員旅行補助券の対応については、急遽の決断でご迷惑をおかけした会員も多いかと思えます。

この対応については、旅行会社等において対応するものではありませんので、ご質問等は互助会へお願いします。

既に予約をしておられる方については、既にご予約済の旅行をキャンセルした場合、キャンセル料を無料にするという措置は旅行会社では行っておりません。

一部の方から、「リフレッシュ補助券」や「永年勤続退職者旅行券引換券」の延長はないのかと言ったお問合せがきておりますが、「リフレッシュ補助券」は従来どおり延長は行いません。「永年勤続退職者旅行券引換券」は有効期限内に所定の旅行会社の旅行券と引き換えることで、原則として期限のない旅行券に引き換えられますので、有効期限内に引換をお願いします。

横浜市立学校教職員互助会
TEL 045-305-6800
FAX 045-620-9012